

# 瑞穂市地域福祉計画 (素 案)

平成 24 年 10 月  
瑞 穂 市

# 目 次

## 第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	地域福祉を取り巻く社会的潮流	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	8
5	計画の策定体制	9

## 第 2 章 瑞穂市の地域福祉を取り巻く現状

1	人口等の現状	10
2	アンケート調査結果からみた現状	19
3	市民ワークショップからみた現状	27
4	団体ヒアリングからみた現状	29
5	関連計画からみた問題・課題	30
6	現状からみた課題の整理	32

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	36
2	基本目標	37
3	計画の体系	39

## 第 4 章 施策の展開

作成中

## 第 5 章 計画の推進にあたって

作成中

## 参考資料

用語説明	40
------	----

\* のある語句は 40 ページ以降の用語説明を参照



# 第1章

# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景及び趣旨

### (1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化の急速な進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下しています。

また、学校でのいじめ、仕事や人間関係のストレスによるうつ病や病気、配偶者からの暴力、子育てに伴う幼児虐待や介護疲れによる介護高齢者への虐待など、新たな問題も多く発生しています。

このような変化の中で、福祉のあり方も必然的に大きく変えていかなければならない状況にあります。

今後は、すべての市民が年齢や障がいの有無などに関わらず、生涯にわたってその人らしく安心して暮らし続けられるよう、行政、サービス提供事業者、社会福祉関係機関における連携・協働\*のもと、福祉サービスの適切な利用の推進と質の向上、サービス基盤の整備が求められるとともに、自治会、ボランティア\*、NPO\*などの様々な組織が連携し、市民とともに身近な地域において福祉の様々な問題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

平成12年、これまでの「社会福祉事業法」を改め制定された「社会福祉法\*」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や市民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

国の近年の動向としては、平成18年度から施行された改正介護保険法や障害者自立支援法\*では、高齢者や障がいのある人の自立支援等の観点から改革が行われてきましたが、高齢化の急激な進展に伴う要介護認定者\*の増加などから、介護を必要とする人が、住み慣れた自宅で安心して介護が受けられるように、地域包括ケアを重点項目と位置づける介護保険制度の見直し、また、障がいのある人の雇用や地域で安心して暮らせるように、「障害者総合支援法\*」が平成24年6月に交付され、更なる社会保障の改革が進められています。

このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくことが重要になっています。



## (2) 計画策定の趣旨

本市の人口は微増傾向となっており、高齢化率は、全国や県平均に比べ低くなっていますが、高齢化は着実の進行しており、高齢者人口の増加とそれに伴う要支援・要介護認定者の増加、ひとり暮らし高齢者世帯等の増加といった課題への対応をはじめ、障がいのある人や子どもなど支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

本市では、「瑞穂市第1次総合計画」において、市の将来像を「市民参加・協働\*のまちづくり」と定め、地域福祉の分野では、地域住民、事業所、行政が一体となった地域福祉体制の確立を目指しています。

そのような中で、老人福祉計画においては、地域で暮らす高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民、地域事業所による見守り体制の構築や災害時における地域での高齢者支援、また、支援者の確保・育成する観点で、学校や家庭での福祉教育の充実などが課題としてあげられています。

障害者計画においては、障がいについての理解や障がいのある人の抱える様々な問題に対応できる相談体制づくりなどを進めていくこと、次世代育成支援行動計画〈後期〉においては、地域組織の連携・協力体制の強化により、子どもの健全育成や防犯対策等を積極的に行い、子どもが安心して生活できる環境づくりの推進などが課題としてあがっており、性別やライフステージ、障がいの有無などを問わず地域福祉に関する課題が示されています。

このような社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、地域福祉の新たな方向づけを行うため、市民全体で支えあう「瑞穂市地域福祉計画」を策定します。



## 【参考】社会福祉法\* 地域福祉計画関連条文

(地域福祉の推進)

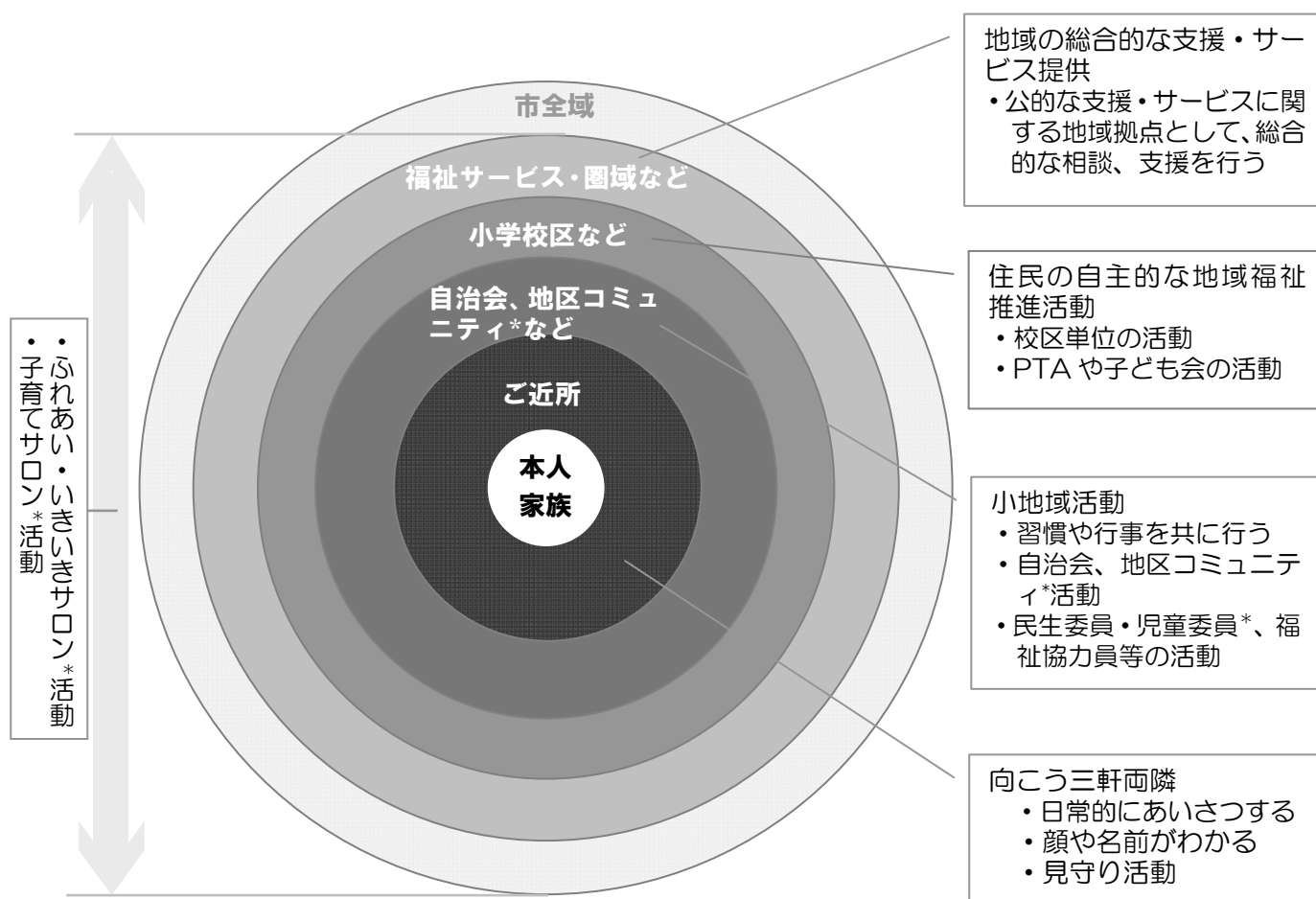
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 「地域」のとらえ方

「地域」とは何かを考えると、日常における「ご近所付き合い」としてのとらえ方や、地域の組織的な活動の単位としての「地区コミュニティ\*」など、さまざまなとらえ方があります。また、年齢を重ねることに伴い身体機能が低下し、歩いて行ける距離も短くなるなど、年齢層によっても、「地域」のとらえ方は変わってきます。

本計画における「地域」については、さまざまな活動に応じて重層的に考えるものとします。

### 「地域」のとらえ方のイメージ



## 2 地域福祉を取り巻く社会的潮流

### (1) 人口減少社会の到来

全国的な人口動向（平成 22 年国勢調査結果）をみると、死亡数が出生数を上回る人口減少局面に入り、少子高齢化が顕著になっていますが、本市をみると人口は微増を維持していますが、高齢化は着実に進行しています。

人口問題のみならず、近年、社会構造の激的な変化などは、特定の地域のみならず、我々に身近な問題となっています。

### (2) 格差社会の顕著化

平成 20 年に発生したリーマン・ショック\*は、我が国の経済・産業に大きなダメージを与え、これに伴い、非正規雇用の増大、新卒者の就職難など職に就けない若者の増加、派遣切りなど製造業に係る就業打ち切りが発生しました。本市においても、年々、生活保護世帯数が増加傾向にあり、このような就業形態等の変化も一つの要因と考えられます。

### (3) 東日本大震災・自然災害の強大化

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって起こった大災害では、電力不足や被災者の受け入れなど、かつて無い対策が求められるようになりました。

また、巨大な台風や、集中豪雨などの異常気象も各地で多発しています。

このような状況の中で、若者をはじめ多くの人々が、災害ボランティア\*など被災地に対する支援に関心を高めています。平成 23 年に実施したアンケート調査結果をみると、回答者の 7 割以上がボランティアへの参加意向があり、ボランティアへの関心の高さが伺えます。

### (4) 「世代間公平」と「共助」を柱とする持続可能性の高い社会保障制度

介護保険や医療保険などの社会保障制度は、高齢化や生産年齢人口の減少に対応した持続可能な仕組みとなるように、国において検討が進められており、「社会保障制度改革の方向性と具体策」（平成 23 年 5 月厚生労働省）では、社会保障についての基本的な考え方を示しています。そのなかで「全世代対応型・未来への投資」という形で、「世代間公平」を挙げています。これらを実現するために「共助」が上げられ、それは参加保障・包括的支援（すべての人が参加できる社会）の実現を目指すものです。

本市においても将来の本格的な少子高齢社会を視野に入れながら、多様化する市民ニーズを踏まえ、市民・企業・サービス事業者・行政が協働\*で地域福祉施策を推進していく必要があります。



### 3 計画の位置づけ

#### (1) 地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、多くの地域住民から出された課題に対して、市が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めるものであり、いわば地域福祉を推進するための基本計画としての役割を担うものです。

また、地域の生活課題の解決に向けて、さまざまな主体が地域で展開する取り組みを計画的に進める道筋を示すという役割も担っています。

「地域福祉計画」は、社会福祉法\*の中で、以下のように位置づけられています。

(社会福祉法\* (平成 24 年 4 月改正) より抜粋)

#### (市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

イラスト

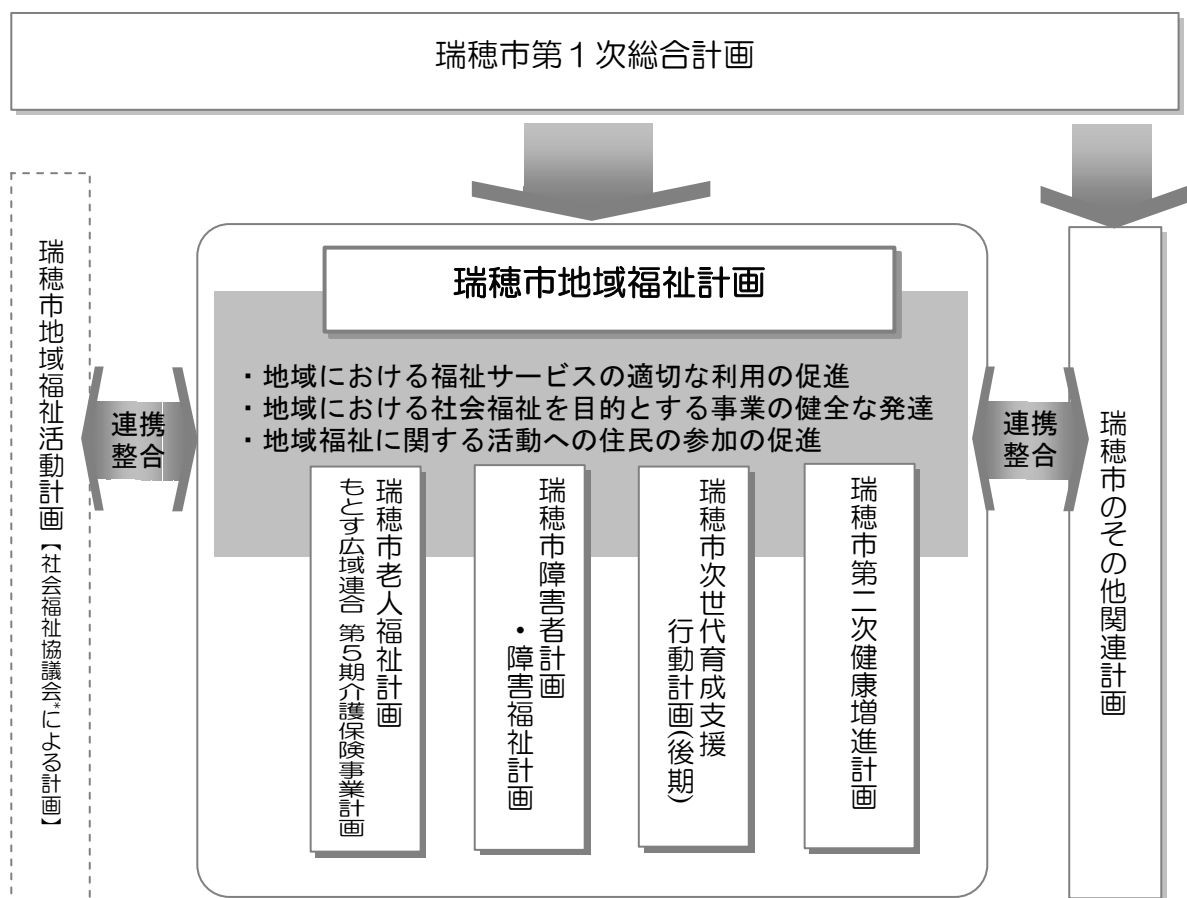


## (2) その他の計画との関係

地域福祉計画は、「瑞穂市第1次総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。総合計画については、地方自治法の改正により、総合計画の策定義務がなくなり、策定の根拠、議決の根拠を条例で謳い、これに基づき策定する予定となっています。

また、地域福祉計画は、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割を担っています。

地域福祉計画の位置づけ



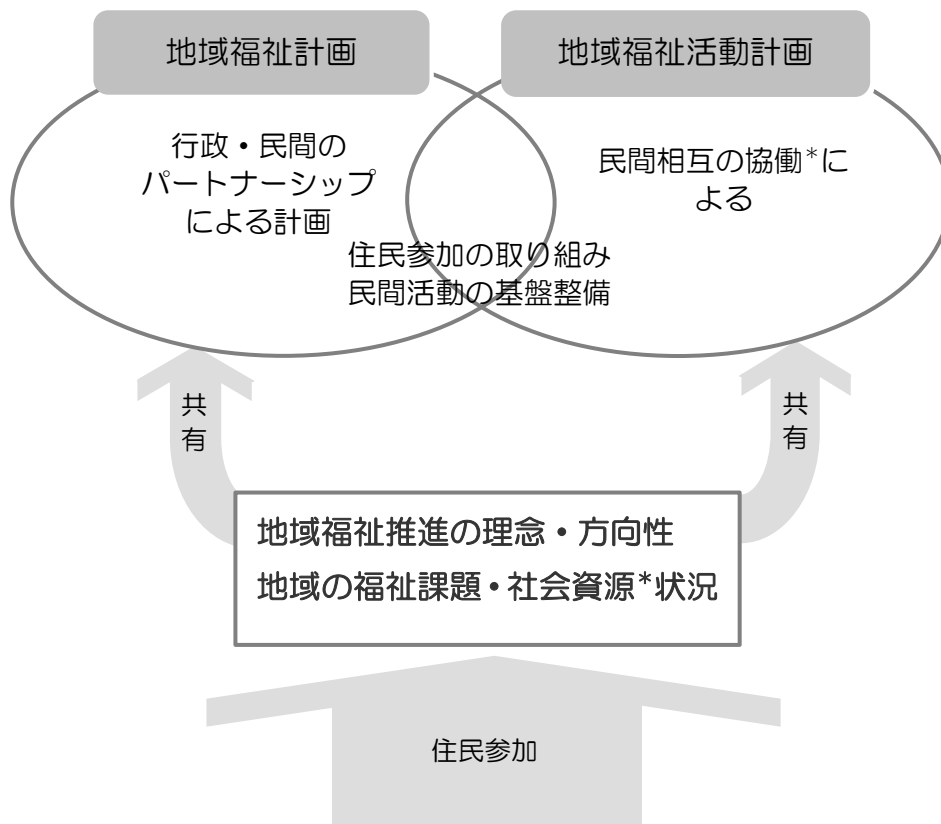


### (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会\*で策定する計画であり、社会福祉協議会\*は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられます。

「地域福祉計画」が行政計画として、また地域福祉活動計画は地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する計画として、両計画は、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



## 4 計画の期間

計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

ただし、国、県などの動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

地域福祉計画の計画期間



## 5 計画の策定体制

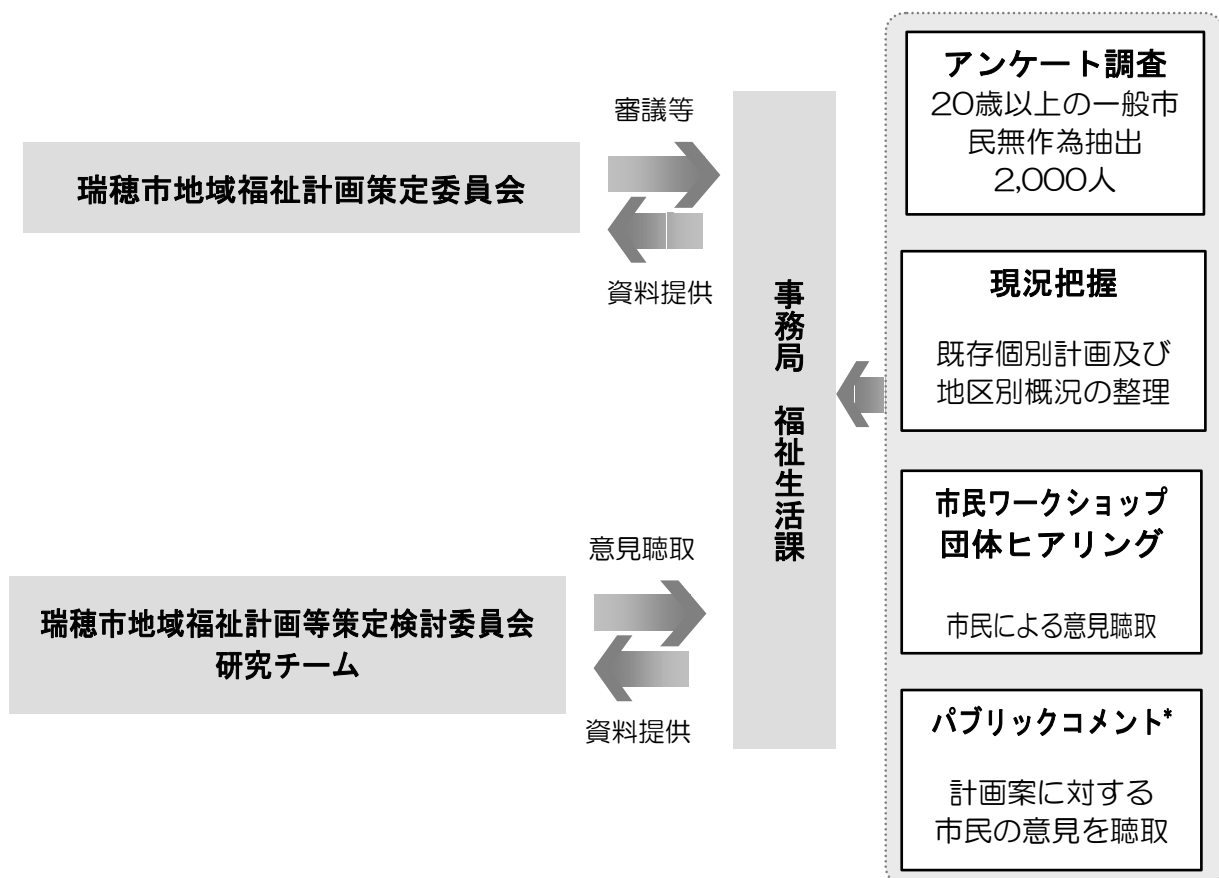
### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係課で構成する「瑞穂市地域福祉計画策定委員会研究チーム」において協議、検討を行いました。

また、地域福祉に関する学識経験者及び地域活動団体の代表者、一般公募の市民の方、社会福祉協議会\*などで構成する「瑞穂市地域福祉計画策定委員会」を設置して、地域福祉計画の策定や地域福祉の推進に向けた意見を聴取し策定しました。

さらに、策定にあたって、「アンケート調査」や「現況把握」、「市民ワークショップ」、「団体ヒアリング」、「パブリックコメント\*」を実施し、多くの市民の意見の反映に努めました。

策定体制





## 第2章

# 瑞穂市の地域福祉を 取り巻く現状

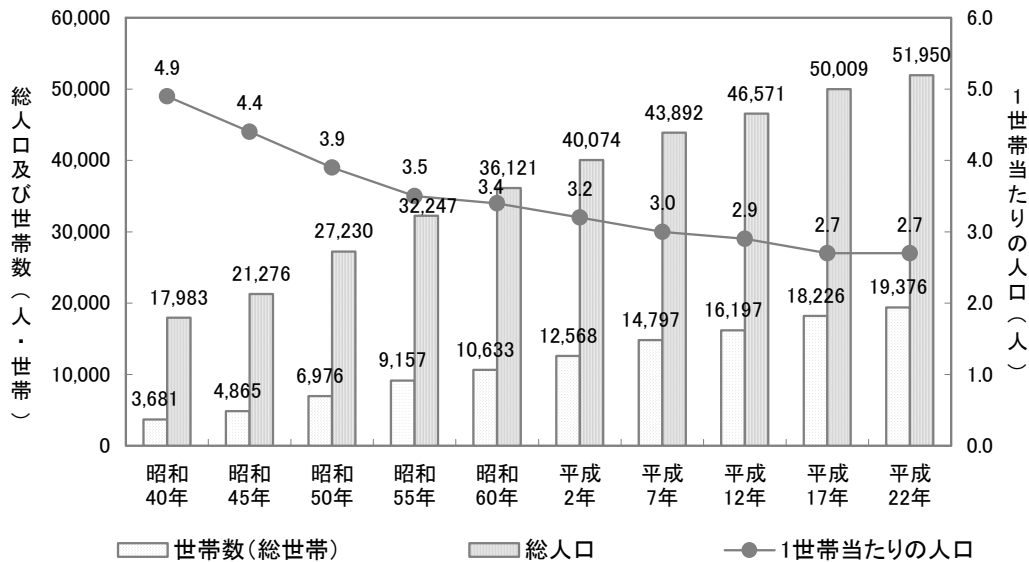
### 1 人口等の現状

#### (1) 人口及び世帯の状況

##### ①人口及び世帯の推移

平成 22 年国勢調査で、総人口は 51,950 人、世帯数（総世帯）は 19,376 世帯となっており、昭和 40 年以降、総人口、世帯数ともに増加しています。一方、1 世帯当たりの人口は減少しており、平成 22 年国勢調査では 2.7 人と昭和 40 年の 4.9 人に比べ、約 2 分の 1 となっています。

人口及び世帯の推移



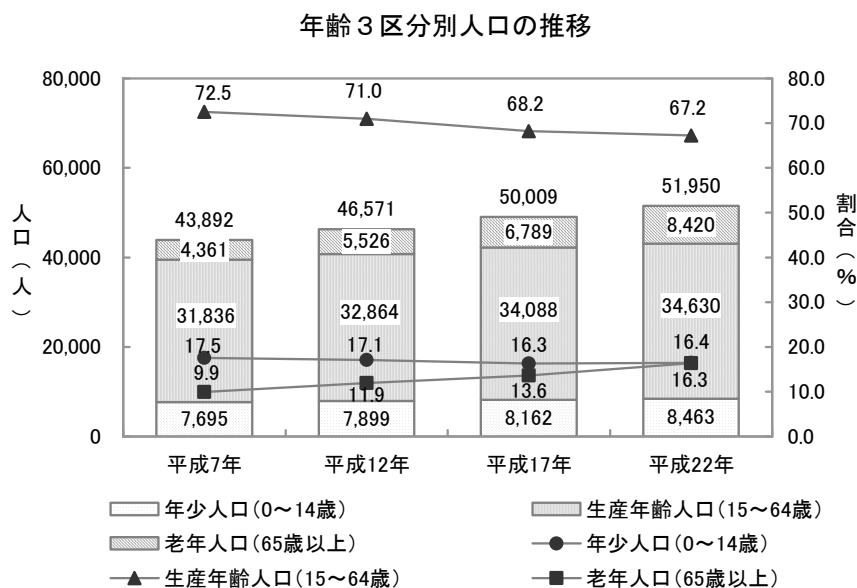
資料：国勢調査

注)百分率(%)の表記については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0% にならない場合があります。



## ②年齢3区分\*別人口の推移

年齢3区分\*別人口では、人口増加に伴い、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）老年人口（65歳以上）ともに増加しています。一方、割合で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加しており、平成22年では16.3%と年少人口（0～14歳）の16.4%と差異がみられなくなっています。

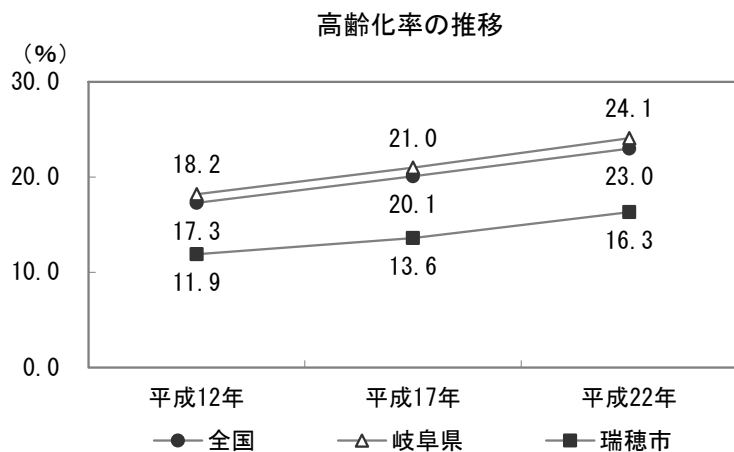


※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。  
割合は、分母から不詳を除いて算出している。

資料：国勢調査

## ③高齢化率\*の推移

高齢化率では、瑞穂市では平成22年で16.3%となっており、全国、岐阜県を下回って低く推移しているものの、上昇傾向にあることは同様であり、高齢化が進行しています。



資料：国勢調査

#### ④合計特殊出生率\*の推移

合計特殊出生率\*では、年によって増減はあるものの、約1.60前後で推移しており、全国、岐阜県に比べ高い状況になっています。

合計特殊出生率の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年
全国	1.37	1.37	1.39
岐阜県	1.35	1.37	1.40
瑞穂市	1.60	1.67	1.58

資料：岐阜地区の公衆衛生

#### ⑤人口動態の推移

自然動態\*では、出生数が死亡数を上回っており、平成23年には出生が638人に対して死亡が323人となっています。

社会動態\*では、平成20年は転入が転出を上回っていましたが、平成21年から平成22年には逆転しました。平成23年では、また転入が転出を上回り、転入が2,823人であるのに対し、転出が2,730人となっています。

人口動態の推移

単位：人

区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
自然動態	出生	636	649	628	638
	死亡	301	303	316	323
社会動態	転入	3,112	2,965	2,749	2,823
	転出	2,764	3,062	2,821	2,730

資料：岐阜県人口動態統計調査



## ⑥世帯構成別世帯数の推移

世帯構成別世帯数では、世帯数で見ると、その他の親族世帯を除いた全ての世帯では増加がみられます。構成比で見ると、単独世帯、夫婦のみ世帯、片親と子からなる世帯の増加がみられます。

1世帯あたりの親族人員では、減少傾向がみられ、平成22年には2.67人となっています。

世帯構成別世帯数の推移

単位：世帯（下段は構成比）

区分	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯*総数	15,935 100.0%	17,411 100.0%	19,356 100.0%
単独世帯	4,142 26.0%	4,450 25.6%	5,469 28.3%
核家族世帯*	8,955 56.2%	10,099 58.0%	10,995 56.8%
夫婦のみ世帯	2,495 27.9%	3,055 30.3%	3,406 31.0%
夫婦と子からなる世帯	5,559 62.1%	5,886 58.3%	6,241 56.8%
片親と子からなる世帯	901 10.1%	1,158 11.5%	1,348 12.3%
その他の親族世帯	2,759 30.8%	2,750 27.2%	2,646 24.1%
非親族世帯	79 0.5%	112 0.6%	184 1.0%
1世帯あたりの親族人員	2.88	2.79	2.67

資料：国勢調査



## (2) 子どもの状況

### ①年齢別子ども数の推移

年齢別子ども数では、乳児、幼児、小学生はほぼ横ばいで推移しています。また、中学生は増加傾向にあり、平成24年には1,683人となっており、平成20年に比べ、179人増加しています。

年齢別子ども数の推移

単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
0～2歳(乳児)	1,810	1,852	1,772	1,829	1,846
3～5歳(幼児)	1,707	1,711	1,692	1,726	1,766
6～11歳(小学生)	3,356	3,416	3,392	3,329	3,394
12～14歳(中学生)	1,504	1,532	1,575	1,686	1,683

資料：人口動態（各年3月末日）

### ②児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数では、平成20年以降は350人前後でほぼ横ばいで推移しています。

児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
受給者	334	355	367	361	354

資料：庁内資料（各年3月末日）

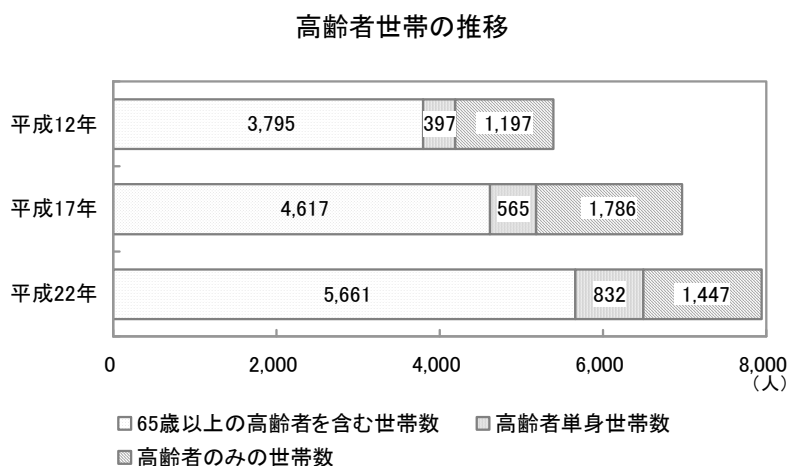




### (3) 高齢者の状況

#### ① 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の状況では、65歳以上の高齢者を含む世帯数、高齢者単身世帯数の増加がみられ、特に高齢者単身世帯数は平成22年には832世帯と、平成12年に比べ、2倍以上の増加がみられます。



#### ② 要支援・要介護認定者\*数の推移

要支援・要介護認定者\*数では、増加傾向にあり、平成23年で1,224人となっており、平成20年に比べ215人増加しています。

要支援・要介護認定者数の推移

単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要支援1	85	76	64	63
要支援2	81	101	132	151
要介護1	181	207	180	195
要介護2	181	179	249	248
要介護3	208	205	219	262
要介護4	173	179	167	161
要介護5	100	107	128	144
計	1,009	1,054	1,139	1,224

資料：介護保険事状況報告（各年9月末時点）



#### (4) 障がいのある人の状況

各種障害者手帳保持者数は増加傾向にあり、平成22年で、身体障害者手帳所持者数は1,546人、療育手帳所持者数は304人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は157人となっています。

##### 手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障害者手帳所持者数	1,430	1,486	1,546
療育手帳所持者数	280	295	304
精神障害者保健福祉手帳所持者数	125	146	157
合計	1,835	1,927	2,007

資料：庁内資料（各年3月末日）

#### (5) 外国人の状況

外国人登録人口では、年々減少しており、平成24年では1,723人となっています。

##### 国籍別外国人登録人口の推移

単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
韓国・朝鮮	193	182	169	161	145
ブラジル	312	303	265	235	197
中国	996	979	926	869	837
フィリピン	376	406	393	410	423
ペルー	18	22	11	9	7
アメリカ	5	4	3	5	5
その他の国	92	89	94	99	109
計	1,992	1,985	1,861	1,788	1,723

資料：庁内資料（各年3月末日）



## (6) 生活保護世帯数の状況

生活保護世帯数では、増加傾向がみられ、平成 24 年では 147 世帯、196 人と、平成 20 年に比べ 75 世帯、106 人増加しています。

生活保護世帯数の推移

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
被保護世帯数(世帯)	72	79	114	128	147
被保護人数(人)	90	98	147	166	196

資料：庁内資料（各年 3 月末日）

## (7) 地域福祉に関する現状

### ①自治会の状況

自治会数は、平成 20 年以降はほぼ横ばいで推移しています。また、自治会の会員数は、増加傾向にあり、平成 24 年には 13,729 人となっており、平成 20 年に比べ、719 人増加しています。

自治会の状況の推移

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
自治会数	95	96	96	97	97
会員数(人)	13,010	13,318	13,523	13,593	13,729

資料：庁内資料（各年 4 月現在、平成 20 年のみ 3 月現在）

### ②老人クラブの状況

老人クラブ数は、平成 20 年以降はほぼ横ばいで推移しています。また、会員数は、減少傾向にあり、平成 24 年には 4,071 人と平成 20 年に比べ、207 人減少しています。

老人クラブの状況の推移

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
クラブ数	47	47	47	46	48
会員数(人)	4,278	4,305	4,226	4,130	4,071

資料：歳入歳出決算事業報告書（各年 4 月 1 日）



### ③民生委員・児童委員\*数

民生委員・児童委員\*は、平成24年で68人となっています。

#### 民生委員・児童委員の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
委員人数(人)	67	67	67	68	68

資料：庁内資料（各年4月1日）

### ④ボランティア登録団体数及びボランティア登録者数

ボランティア団体数は、平成24年で73団体となっています。また、個人登録者数、登録人数ともに増加傾向にあり、平成24では個人登録者数は213人、登録人数は1,585人となっています。

#### ボランティア登録者数の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
団体数	69	67	65	72	73
個人登録者数(人)	188	223	207	213	213
登録人数(人)	1,422	1,443	1,393	1,462	1,585

資料：社会福祉協議会（各年4月）



## 2 アンケート調査結果からみた現状

### (1) アンケート調査の概要

調査目的	「瑞穂市地域福祉計画」の策定にあたり、市民から意見をいただき地域福祉に関する基礎資料とします	
調査対象	住民基本台帳から年齢別に無作為に抽出された、瑞穂市内在住の20歳以上の人2,000名	
調査期間	平成23年11月14日から平成23年11月28日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収状況	配布数	2,000通
	有効回収数	873通
	有効回収率	43.7%

#### 調査結果の表示方法

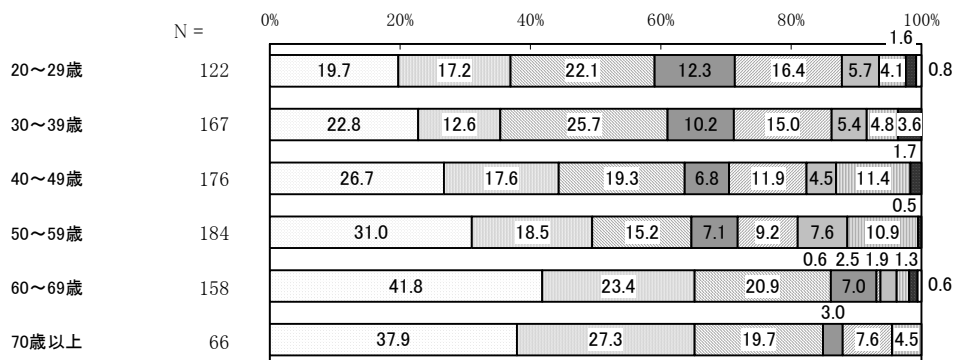
- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

### (2) アンケート調査結果の概要

#### ○ お住まいの小学校区

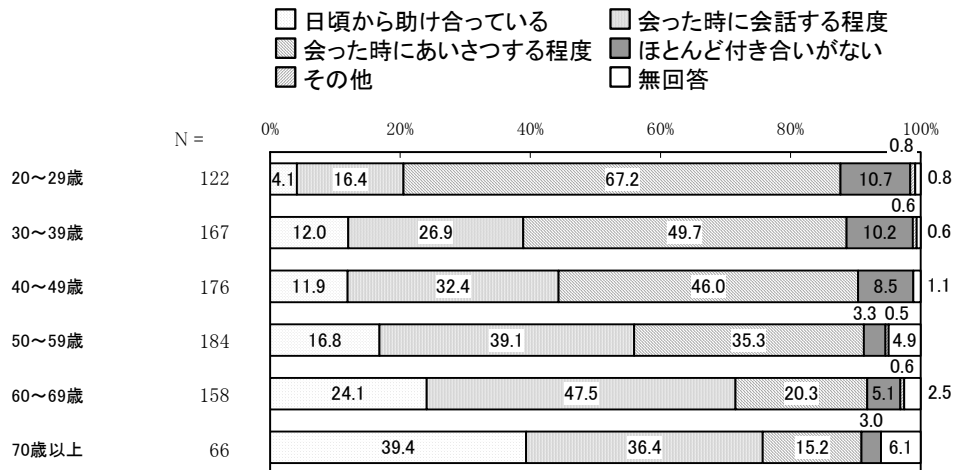
年代別で見ると、70歳以上を除き、年代が高いほど「穂積小学校区」の割合が高くなる傾向がみられます。逆に年代が低いほど「中小小学校区」の割合が高くなる傾向がみられます。

穂積小学校区   
  本田小学校区   
  牛牧小学校区   
  生津小学校区  
 南小学校区   
  中小小学校区   
  西小学校区   
  わからない  
 無回答



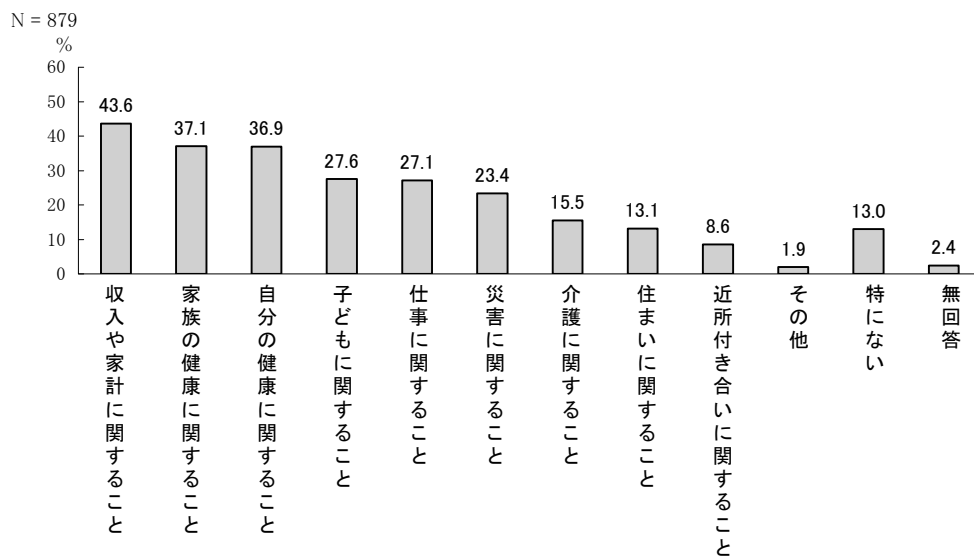
## ○ 近所づきあいの程度

年代別でみると、年代が高いほど「日頃から助け合っている」の割合が高くなる傾向がみられます。逆に年代が低いほど「会った時にあいさつする程度」の割合が高くなる傾向がみられます。



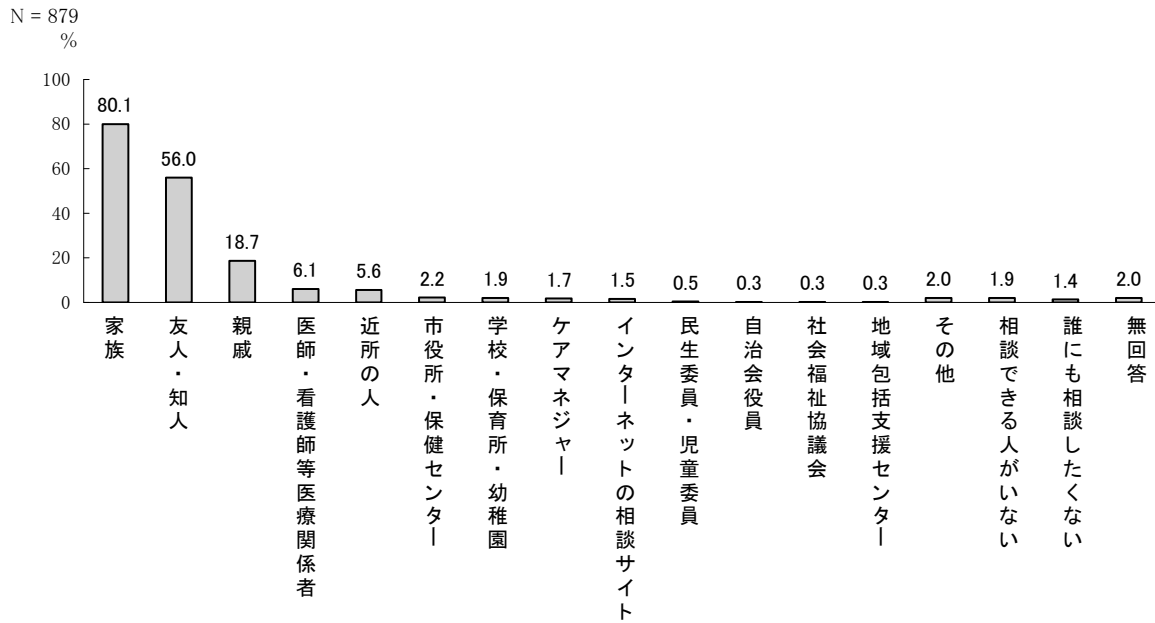
## ○ 悩みや不安、困っていること

「収入や家計に関すること」の割合が43.6%と最も高く、次いで「家族の健康に関すること」の割合が37.1%、「自分の健康に関すること」の割合が36.9%となっています。



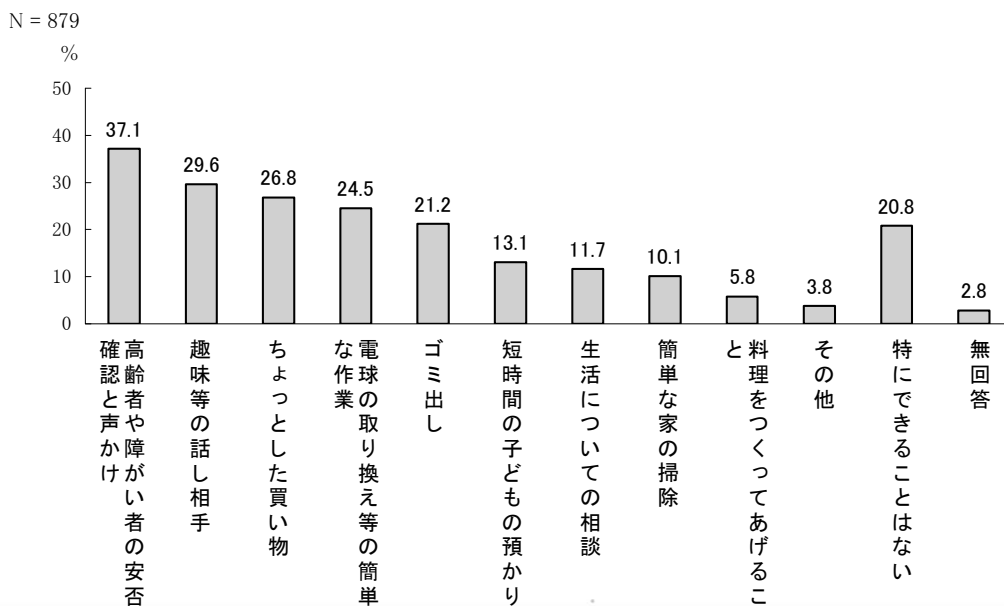
○ 悩みや不安、困ったことがあるときの相談相手

「家族」の割合が80.1%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が56.0%、「親戚」の割合が18.7%となっています。



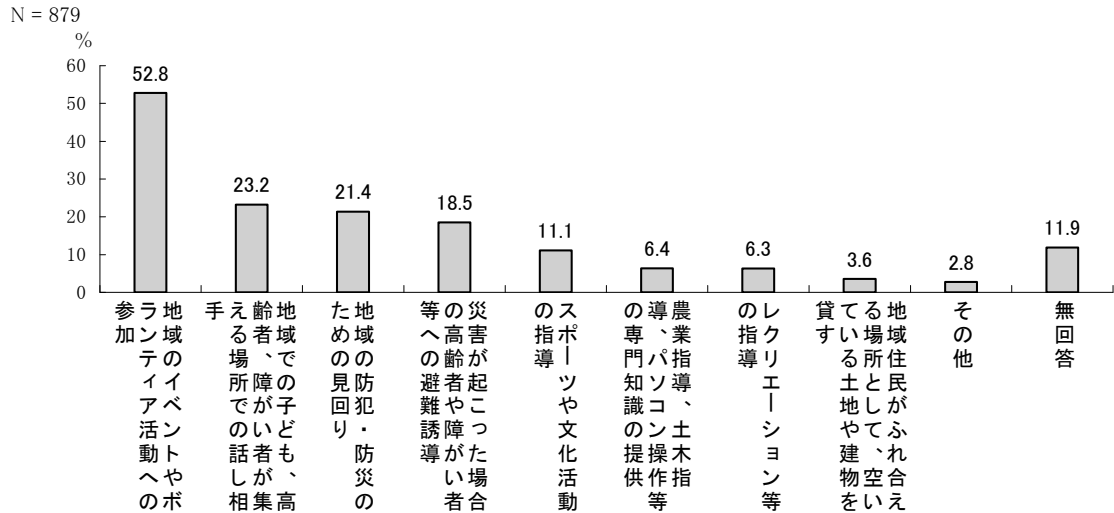
○ 近所の困っている人にしてあげられること

「高齢者や障がい者の安否確認と声かけ」の割合が37.1%と最も高く、次いで「趣味等の話し相手」の割合が29.6%、「ちょっとした買い物」の割合が26.8%となっています。



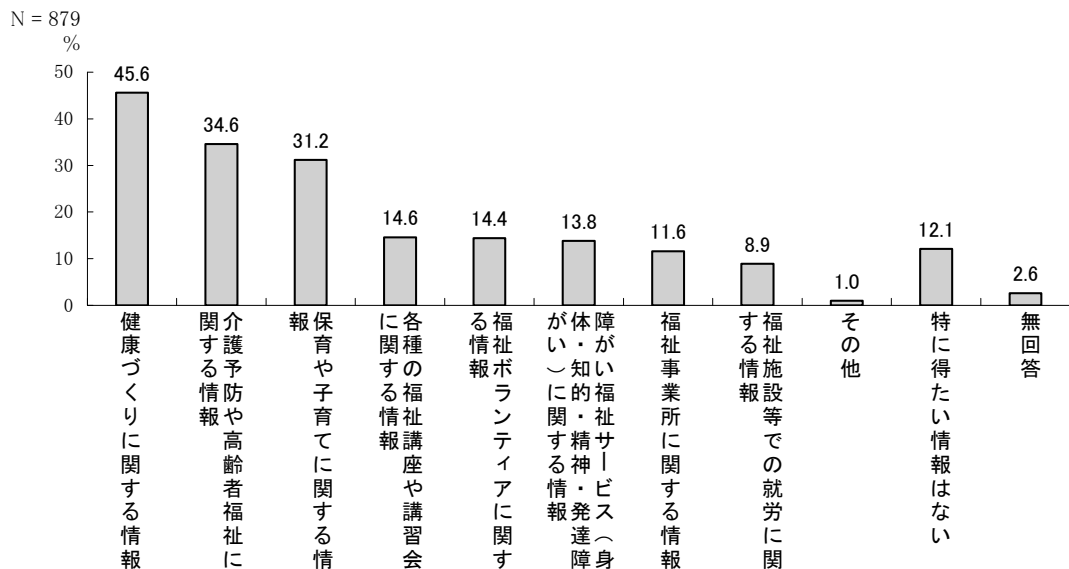
## ○ 地域に貢献できること

「地域のイベントやボランティア\*活動への参加」の割合が52.8%と最も高く、次いで「地域での子ども、高齢者、障がい者が集える場所での話し相手」の割合が23.2%、「地域の防犯・防災のための見回り」の割合が21.4%となっています。



## ○ 福祉に関して得たい情報

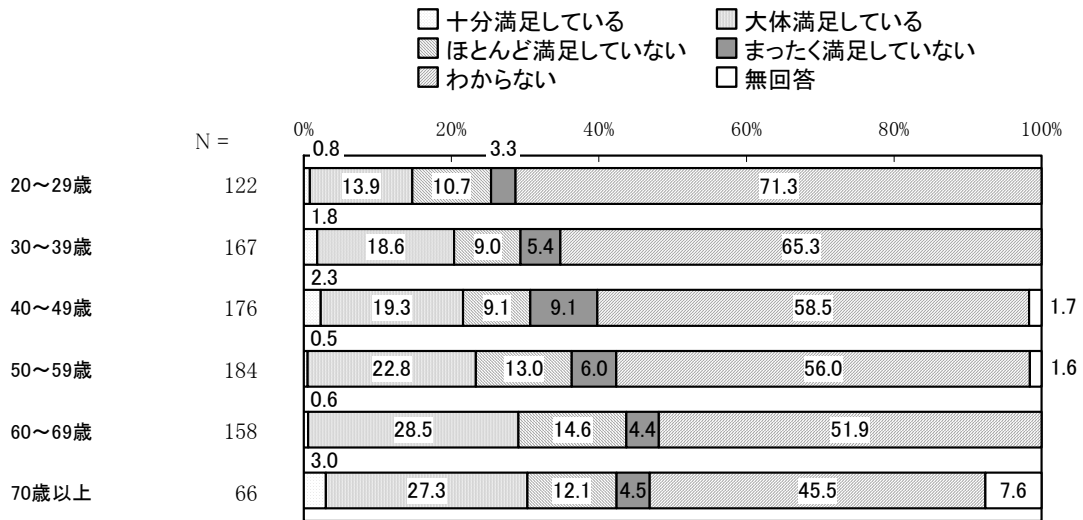
「健康づくりに関する情報」の割合が45.6%と最も高く、次いで「介護予防や高齢者福祉に関する情報」の割合が34.6%、「保育や子育てに関する情報」の割合が31.2%となっています。





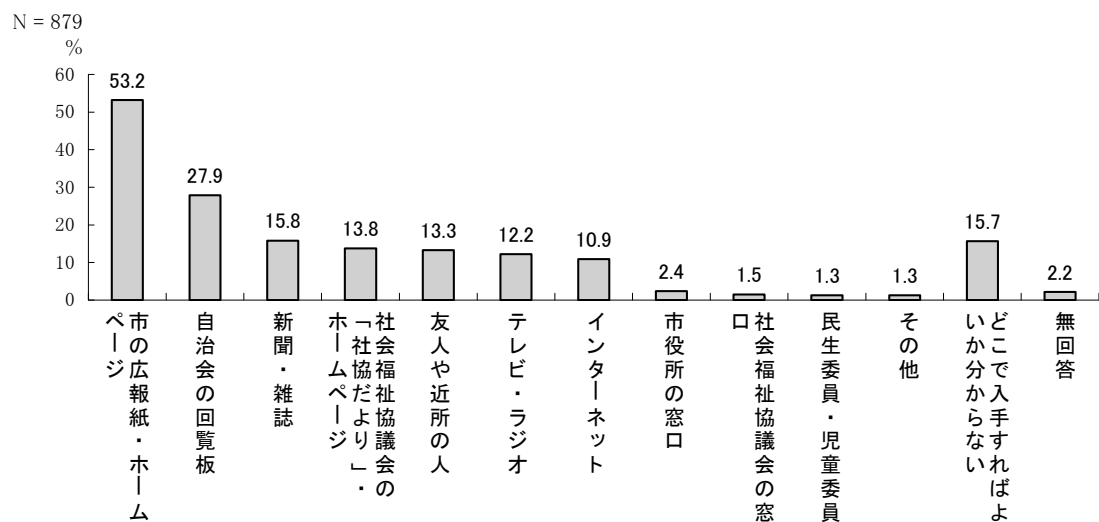
### ○ 必要な福祉サービスの情報の入手程度

年代別で見ると、年代が高くなるにつれ、「満足している」の割合が高くなっており、70歳以上では、3割以上となっています。



### ○ 福祉サービスの情報の入手先

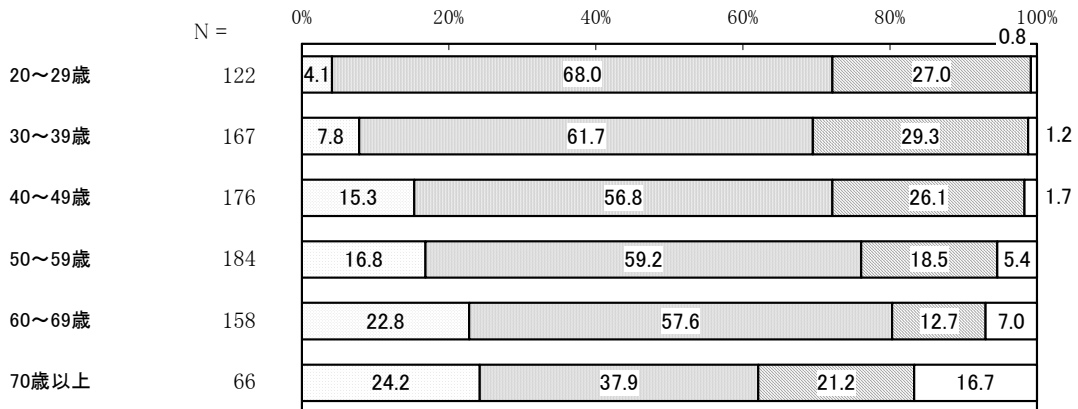
「市の広報紙・ホームページ」の割合が53.2%と最も高く、次いで「自治会の回覧板」の割合が27.9%、「新聞・雑誌」の割合が15.8%となっています。



## ○ ボランティア\*活動等への参加

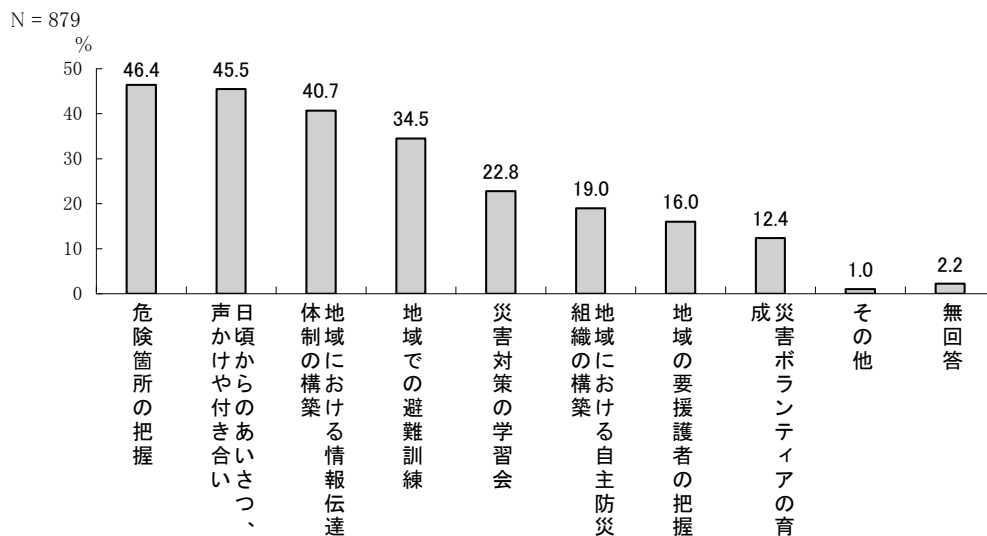
年代別で見ると、60歳以上では、「現在も行っており、今後も継続して参加したい」の割合が高く、39歳以下が低くなっています。70歳以上を除いて、各年代で「現在は行っていないが、機会があれば参加したい」の割合が6割から7割となっています。

- 現在も行っており、今後も継続して参加したい
- 現在は行っていないが、機会があれば参加したい
- 参加するつもりはない
- 無回答



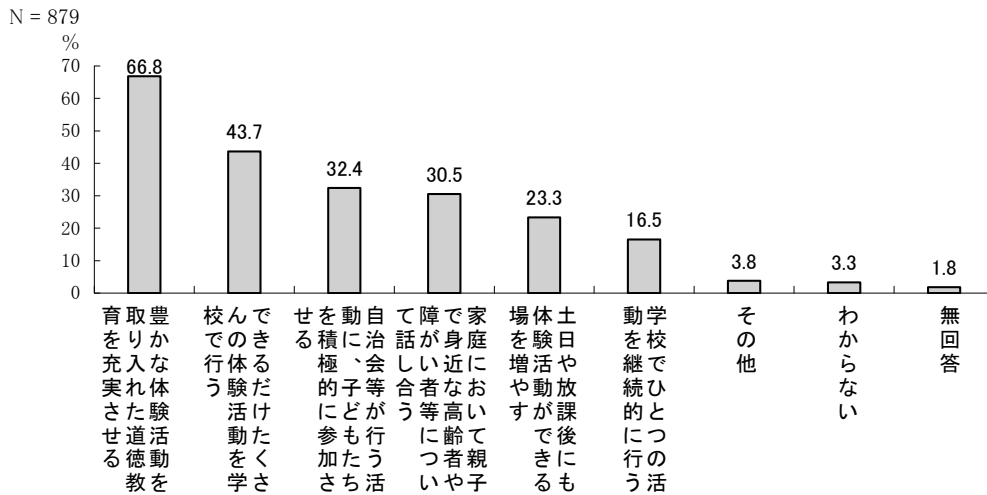
## ○ 災害時の備えで重要なこと

「危険箇所の把握」の割合が46.4%と最も高く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」の割合が45.5%、「地域における情報伝達体制の構築」の割合が40.7%となっています。



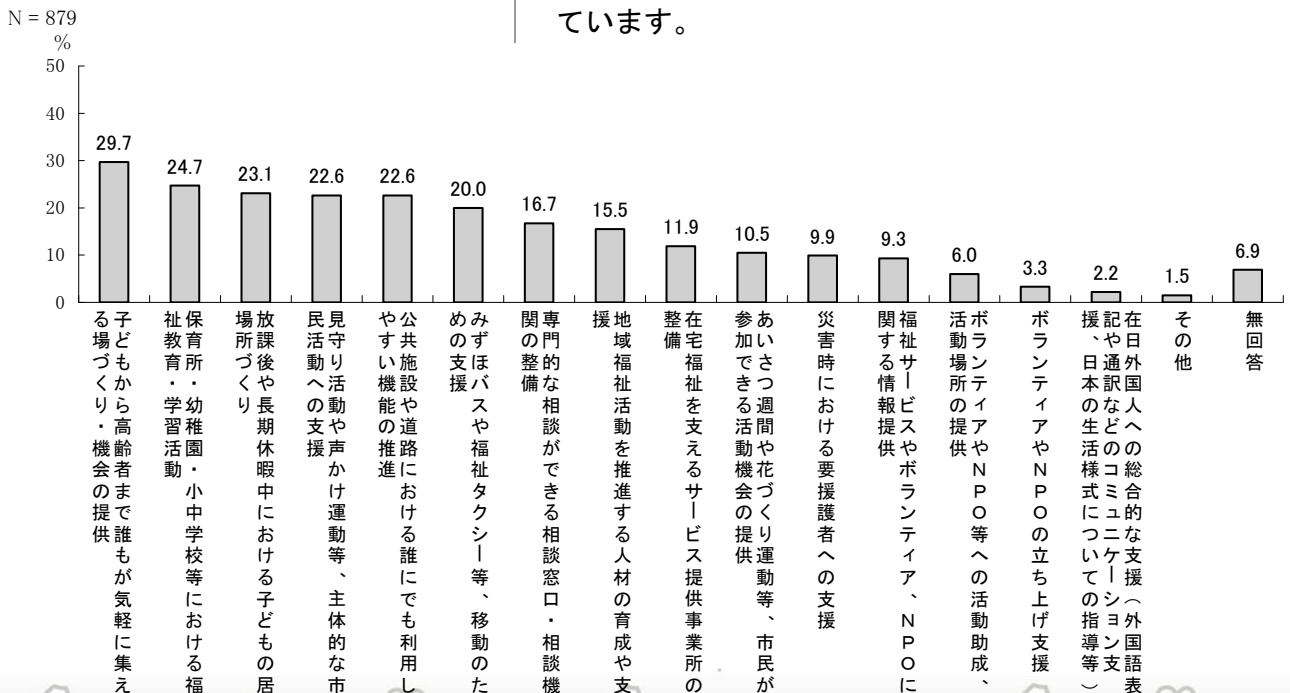
○ 思いやりの心を育てるために、必要なこと

「豊かな体験活動を取り入れた道德教育を充実させる」の割合が66.8%と最も高く、次いで「できるだけ多くの体験活動を学校で行う」の割合が43.7%、「自治会等が行う活動に、子どもたちを積極的に参加させる」の割合が32.4%となっています。



○ 瑞穂市の福祉において重点とすべきこと

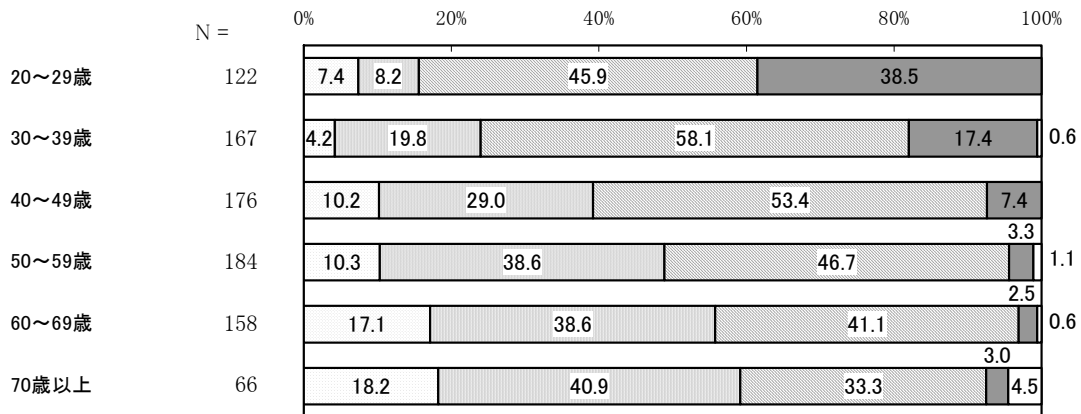
「子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場づくり・機会の提供」の割合が29.7%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園・小中学校等における福祉教育・学習活動」の割合が24.7%、「放課後や長期休暇中における子どもの居場所づくり」の割合が23.1%となっています。



### ○ 民生委員・児童委員\*の認知度

年代別で見ると、年代が高くなるにつれ、「どんな活動をしているか大体知っている」、「どんな活動をしているか少し知っている」の割合が高くなっていきます。

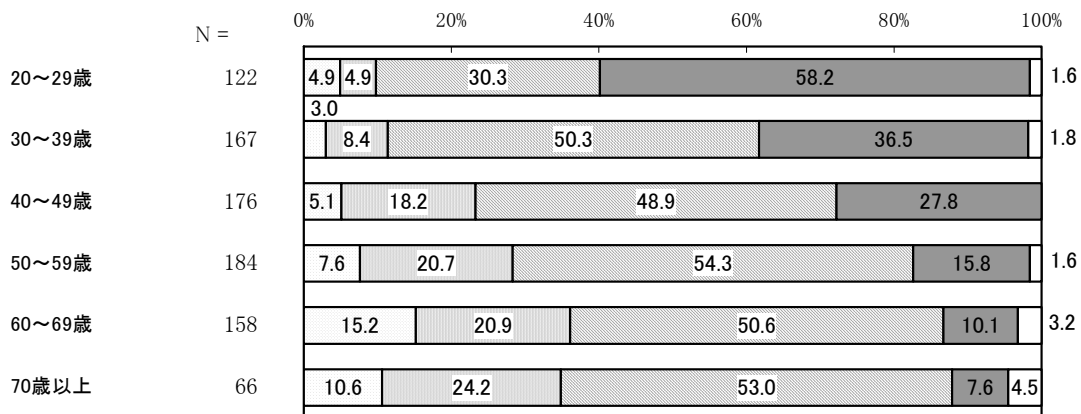
- どんな活動をしているか大体知っている
- どんな活動をしているか少し知っている
- 聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない
- 聞いたこともない
- 無回答



### ○ 瑞穂市社会福祉協議会\*の認知度

年代別で見ると、年代が低くなるにつれ、「聞いたこともない」の割合が高くなっており、20~29歳では、約6割となっています。

- どんな活動をしているか大体知っている
- どんな活動をしているか少し知っている
- 聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない
- 聞いたこともない
- 無回答



### 3 市民ワークショップからみた現状

#### (1) 市民ワークショップの概要

##### ① 参加者

民生委員・児童委員や社会福祉協議会、公募の市民代表など

##### ② 実施日及びテーマ

回	実施日	テーマ
第1回	平成24年7月23日	グループ討議「瑞穂市の良いところ・好きなところ」
第2回	平成24年8月23日	グループ討議「将来の瑞穂市はどのようなまち」
第3回	平成24年10月22日	グループ討議「みんなで取り組むことを考えよう」

#### (2) 市民ワークショップからの意見

市民ワークショップでは、瑞穂市の特色やさまざまな問題点や課題が出されました。それらをよい所と問題・課題で整理し、問題・課題など（弱み）に対し、よい所など（強み）を生かしながら解決することで、地域の実情に応じた対応を行うことができます。

	よい所など（強み）	問題・課題など（弱み）
子育てや高齢者、障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援が必要なひとり暮らしの人への連絡が充実しているところもある</li><li>・放課後児童クラブなど夜遅くまでサービスを実施している施設がある</li><li>・お年寄りと子どもと一緒に遊ぶ環境・場所が整っているところがある</li><li>・ボランティア*が高齢者と子どもと一緒に勉強する場がある</li><li>・気軽に高齢者が集まれる小さな場所がたくさんある</li><li>・中学生まで医療費が無料である</li><li>・高齢者福祉に関する事業所が充実している</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談事に対してどこに相談したらいいのかわからない</li><li>・福祉協力員と民生委員の違いや、どこまで相談にのってもらえるかわからない</li><li>・世代間交流ができていない</li><li>・緊急通報システムに対する協力員が十分でない</li></ul>



	よい所など（強み）	問題・課題など（弱み）
近所づきあいや地域での助け合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜まつりなど地域のお祭りが全員参加で行われているところもある</li> <li>・自治体が活発に祭りを行っている。歴史ある祭りが継続しているところもある</li> <li>・見守り隊が活動を通じて、道で会う人にあいさつしている</li> <li>・中高生でもあいさつしてくれる、純粋な子どもが多い</li> <li>・若い人が多い地域があり、青年がボランティア*などを行っている</li> <li>・しっかりした自治会のリーダーがいるところもある</li> <li>・学校と地域との地区懇談会で地域の意見がとおるようになったところもある</li> <li>・高齢者同士のグランドゴルフが活発にできている地域もある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巢南・穂積の地域性の意識が強い</li> <li>・班によって地域の助け合いの意識差が大きい</li> <li>・ちょっとした集まり（井戸端会議）でサロンを開きたいができない</li> </ul>
防犯や防災などの安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らしの人に対する連絡がある</li> <li>・近所、地域での助け合いがある</li> <li>・自主防災組織</li> <li>・警察を含めたパトロールが実施している</li> <li>・警察に連絡すると対応結果を報告してくれる</li> <li>・家から避難所までを地域ごとに確認しているところもある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川が多いと洪水の危険性がある</li> <li>・地域・班によって防犯、防災対策の状況の差が大きい</li> <li>・他市の良い取り組みを取り入れることが必要</li> <li>・鷺田橋～宮田間の外灯が少ない</li> <li>・穂積では子どもが集まる店が多く、治安が乱れる</li> </ul>
など暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全について、通学時間に保護者が自主的に活動している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全を確保するために、駐車場などが不足している</li> <li>・安全が確保されていない通学路がある</li> <li>・コミュニティバスの運行回数が減少している</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川が多くてきれい、自然が豊か</li> <li>・桜並木などきれいな遊歩道がある</li> <li>・地区毎のサマーフェスタにおいて自治会主体で子どもから高齢者まで集まっており、地域交流ができている</li> <li>・地域のクリーン活動（悪水改善活動）を行っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚い水が流れている</li> <li>・学校における福祉教育が少ない</li> <li>・地域活動を通じて子どもを活かす仕組みが必要</li> <li>・ラジオ体操へ中学生が参加してみてもどうか</li> </ul>



## 4 団体ヒアリングからみた現状

### (1) 団体ヒアリングの概要

調査目的	「瑞穂市地域福祉計画」策定にあたって、地域で活動するボランティアやサークル、福祉関係団体、その他関係機関の方から意見を伺い、瑞穂市における地域福祉の現状と各種団体の活動上の問題点などを把握します。
対象団体数	11 団体
実施日	平成 23 年 12 月 8 日（木）
実施方法	ヒアリングシートを各団体の代表者の方に記入してもらったのち、座談会形式の意見交換会を開催しました。

### (2) 団体ヒアリング結果のまとめ

- ・各団体とも会員数の減少、新規会員の獲得を問題点としてあげている。
- ・団体の活動内容の周知が十分に図られていない。
- ・活動していくにあたっては家族の理解や協力が必要である。
- ・活動内容や団体の存在についての周知・啓発・広報が十分にできているとはいえない。
- ・広報等を活用し、広く市民に対して団体や活動内容についての啓発を実施していくことが必要である。
- ・現在は他の団体等と連携することはなく、今後も特に必要性を感じてはいない。しかし、今後の会員の減少等により、他の団体と連携して取り組んでいくことは重要であるため、連絡・交流の機会があれば参加を希望している。
- ・行政が主導となって、団体間の連絡調整・交流機会の確保が求められている。
- ・定期的なボランティア\*同士、団体同士の連絡会などの開催が求められている。
- ・福祉関係団体のみならず、広く市民も参加できる交流の機会が求められている。



## 5 関連計画からみた問題・課題

老人福祉計画や障害者計画、次世代育成支援行動計画〈後期〉、瑞穂市第二次健康増進計画における地域福祉に係わる問題・課題を整理しました。

	関連計画からみた問題・課題
老人福祉計画	<p>&lt;地域での見守り&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で暮らす高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民、地域事業所による見守り体制を構築するための支援を図るとともに、地域の自主的な支援活動やボランティア*組織の活発化を支援し、民生委員、社会福祉協議会*等とも連携を取り地域で高齢者を支える環境づくりが必要である。</li> </ul> <p>&lt;学校や家庭での福祉教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来のマンパワーを確保・育成する観点で、児童や生徒のうちからお互いを助け合う意識等を育むため、学校や家庭での福祉教育がなされるよう支援することが必要である。</li> </ul> <p>&lt;災害時における地域での高齢者支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合に備え、警察や消防署との連携を強化し、緊急時を含めた安全対策の充実を進めています。大規模な災害が発生した場合に、自治会など地域住民の共助により、一人では避難できない高齢者等の安全確保に向けた体制づくりが必要である。</li> </ul>
障害者計画	<p>&lt;障がいのある人の相談等の総合的な支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人と関わる様々な分野との連携による障がいのある人の抱える様々な問題に対応できる体制づくりや、ワンストップでかつトータルサポートが可能な窓口の一元化が必要である。</li> </ul> <p>&lt;災害時における地域での障がい者支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーの保護には充分配慮しつつ、災害時の要援護者*として障がいのある人の把握や災害時にひとりで避難できない人に対する避難時における地域住民などの協力などの防災体制づくりが必要である。</li> </ul> <p>&lt;関係機関の連携による防犯対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人が犯罪に巻き込まれないための対策として情報提供をはじめ、関係機関との連携による防犯対策が必要である。</li> </ul> <p>&lt;障がいに対する理解の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関や企業も含め、障がいに対する正しい理解を深めることが必要である。</li> <li>・幼少のころから福祉教育などを通じて障がいや障がいのある人に対する正しい理解を普及していくことが必要である。</li> </ul>





	関連計画からみた問題・課題
次世代育成支援行動計画(後期)	<p>&lt;地域での子どもの安全確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを狙った犯罪のため、住民による自主防犯行動の充実のために、防犯等に関する情報の提供の推進が必要である。また、地域の安全サポートチームやPTA等、関係団体との連携・協力体制の強化を図るとともに、健全育成や防犯等に関する情報交換を積極的に行い、子どもが安心して生活できる環境づくりに努めることが必要である。</li> </ul> <p>&lt;虐待などの被害を受けた子どもへの支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪やいじめ、虐待などの被害を受けた子どもへの支援として、相談員の専門知識や技術の向上、各関係機関の連携が必要である。</li> </ul>
瑞穂市第二次健康増進計画	<p>&lt;地域や学校、行政等の役割の明確化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりは、市民一人ひとりが健康に関する意識を高め、主体的に取り組むべき課題であります。こうした市民の行動を地域や学校、行政等が、それぞれの役割を認識するとともに、お互いのパートナーシップのもとに連携を図りながら一体となって取り組みを推進することが必要です。そのため、地域、学校、行政等の各実施主体の役割を明確に示すことにより市民全体による健康づくり運動を推進します。</li> </ul>

イラスト



## 6 現状からみた課題の整理

瑞穂市の特性やアンケート調査結果、市民ワークショップの意見、関連計画の地域福祉に関する課題等を踏まえ、「地域福祉に関する意識や地域福祉に関わる人材育成について」「地域で支えあうしくみについて」「福祉に関する情報提供や相談支援体制について」「誰もが安心して暮らせる環境について」の4つの視点で課題を整理します。

### ① 地域福祉に関する意識や地域福祉に関わる人材育成について

#### ポイント

- 心のバリアフリーの推進
- 福祉教育の充実
- 世代間交流の充実
- 地域活動リーダーの確保・育成
- 団塊世代の地域福祉活動への参加促進

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあい意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

さらに、誰もが地域でともに暮らしていくためには、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、暮らすことのできるまちづくりが重要であり、ユニバーサルデザイン\*の理念に基づき、“モノ”だけでなく心のバリアフリー\*を進めていかななくてはなりません。

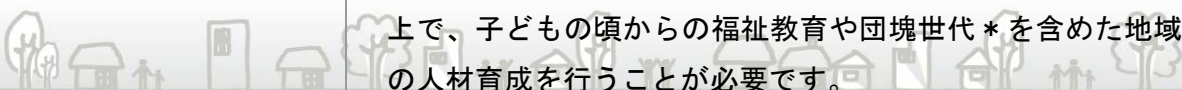
本市では、福祉教育の一環として、保育所児童が、福祉施設などを訪問し、高齢者や障がいのある人との交流を深めています。

そのため、子どもの頃から福祉の心を育てるとともに、地域においても支え合いの気持ちを醸成することが重要です。

また、アンケート調査結果をみると、瑞穂市の福祉施策として重点を置くべきことについては、「子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場づくり・機会の提供」の割合が最も高くなっています。

本市には、コミュニティ活動の拠点として、コミュニティセンター3箇所のほか、地区の公民館（集会所）が数多く設置されており、より多くの市民の交流を促すため、一層の充実と活用が求められます。

また、地域活動を活性化するためには、地域活動のリーダーとなる人材の確保や育成が重要です。地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や団塊世代\*を含めた地域福祉の人材育成を行うことが必要です。



② 地域で支え合  
うしくみにつ  
いて

**ポイント**

- 地域の見守り体制の強化
- 多くの方がボランティア活動へ参加できるための機会・場の充実
- ボランティア活動団体への支援
- 地域活動団体の連絡調整・交流機会の確保

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における助け合い・支え合いとともに、さまざまな手段で地域の中で困っている人を支援するしくみづくりが重要です。

本市では、高齢者の見守り、児童虐待\*防止なども係るネットワークなど、さまざまなネットワークにより、住民相互による見守りや助けあいを進めています。また、社会福祉協議会\*と連携し、ボランティア\*に関する研修や支援、ボランティア\*の登録を行い、子育てサロン\*等の子育て支援やふれあいサロン等地域での助け合い活動を進めており、引き続き、地域における見守り体制等の強化を図る必要があります。

アンケート調査結果をみると、ここ1年間の間にボランティア\*活動等に参加したことのある人の割合は約4割となっており、今後のボランティア\*の参加意向については、ボランティア\*活動等に参加した人においては、8割以上、ボランティア\*活動をしていない人においても、約7割の人が参加したいと考えており、多様な活動メニューの提供と活動への支援が求められているといえます。

また、地域活動団体等からは、会員の減少等により、他の団体と連携して取り組んでいくことを重要と考えており、団体間の連絡調整・交流機会の確保が求められており、域福祉活動を推進するため、地域における関係団体の連携の強化が必要です。



③ 福祉に関する  
情報提供や相  
談支援体制に  
ついて

**ポイント**

- 各種情報手段を活用した情報提供の充実
- 各年代の応じた福祉情報の充実
- 公的な相談窓口の周知と相談体制の強化

近年、福祉に関わる法律や制度が大きく変化する中で、福祉サービスに関する情報に満足している人は全体では約2割となっています。また、福祉情報として得たい内容については、若い世代では「保育や子育てに関する情報」、高齢になるほど「介護予防や高齢者福祉に関する情報」の割合が高くなる傾向にあり、各年代により求める情報に違いがあることがうかがわれます。現在「市の広報紙・ホームページ」「自治会の回覧板」「社会福祉協議会\*の窓口」「民生委員・児童委員\*」などさまざまな手段で情報提供を行っていますが、さらに支援を必要とする人が福祉サービス等を適切に受けられるよう、情報提供の充実を図る必要があります。

また、日常生活における不安や悩みの相談相手としては、「家族」や「友人・知人」など、個人的なつながりを基盤としたものが中心となっています。市役所などの相談機能を持つ公的機関の利用は数%となっており、相談窓口の周知を図るとともに、初期相談体制の充実を図り、必要に応じて専門的な相談機関につないだり、サービス提供につなげられるような体制の強化が求められます。



④ 誰もが安心して暮らせる環境について

ポイント

- ユニバーサルデザイン\*のまちづくり
- 権利擁護等の充実
- 地域における防災体制の強化
- 地域が一体となった防災対策の推進

本市では、ユニバーサルデザイン\*のまちづくりとして、庁舎内にエレベーターを設置し、庁舎やコミュニティセンター等駐車場内の看板に障がい者・妊婦・母子専用の案内表示を行うなど、誰もが利用しやすいように整備を進めています。

今後、高齢者や障がいのある人が増加する中で、認知症\*高齢者や知的・精神がいのある人など判断能力が不十分な人が増加することが考えられ、権利擁護\*を含めたソフト面とハード面の両面から誰もが暮らしやすい環境づくりを行う必要があります。

また、東日本大震災の発生から防災意識が高まっており、アンケート調査結果をみると、災害時の備えで重要なこととして、「危険箇所の把握」「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」「地域における情報伝達体制の構築」があがってきています。本市には、女性防火クラブ、自主防災組織がありますが、今後も、市民の防災意識の高揚と地域における防災体制を強化していく必要があります。

また、多様な犯罪が増加する中で、市民の不安も高まっています。本市においても、自主防犯組織もあり、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めており、さらに、子どもたちの登下校時の安全対策や防犯対策を地域が一体となって実施していく必要があります。





## 第3章

# 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

近年、ライフスタイルや価値観の多様化により、すべての市民が満足できるニーズを把握し、市が一括してサービスを提供することは困難となってきました。このような中で、本市では、コミュニティの形成や地域住民の交流、また、学校教育などによる人権教育、啓発等の各事業を展開しながら地域福祉活動を推進しています。

さらに、地域福祉を推進するためには、市民、自治会や老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員\*、PTA、ボランティア\*・市民活動団体、NPO\*、企業、市、社会福祉協議会\*など、さまざまな主体が、地域の生活課題などに共通の認識を持ち、協力・連携して取り組む、協働\*の姿勢が重要となります。

本市では、地域に対して愛着を感じている人は、全体のうち約8割となっており、その理由として瑞穂市の豊かな自然、子どもの頃からの生まれ育った地域への親しみ、交通等の利便性などをあげており、こうした風土や人等の多くの地域資源を活用しながら、子どもから高齢者、障がいの有無を問わず、人と人とがふれあい、お互いが理解を深め、ともに支え合うことができる地域づくりを目指します。

#### 基本理念

ともに支え合い ともに創る

安心して生き生きと暮らせるまち みずほ



## 2 基本目標

本計画の基本理念である「ともに支え合い ともに創る 安心して生き生きと暮らせる まち みずほ」の実現に向けて4つの基本目標を掲げます。

### 基本目標 1

○地域で支え合う意識の醸成と地域を担う人づくり

子どもから高齢者まで幅広い世代での交流を通じて、地域で支え合う地域福祉の大切さを普及・啓発するとともに、地域での支え合い活動へのきっかけづくりを行います。

地域での支え合い活動が過重な負担とならず、活動が継続できるよう、既存の地域資源との連携を強化するとともに、コーディネーターや地域福祉の担い手の育成・支援を行います。

### 基本目標 2

○地域で支え合うしくみづくり

高齢者をはじめとしたあらゆる市民が生きがいをもって社会参加し、地域において支え合う地域福祉のしくみを構築します。また、地域におけるさまざまなニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、地域活動やボランティア\*活動に対する支援を行い、支え合い活動を推進します。



基本目標 3

○サービスが利用しやすいしくみづくり

多様化する生活課題に対応するため、専門機関との連携や、身近で相談できる体制の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人、外国人など支援を必要とする人が相談窓口をはじめ、各福祉サービスの情報を適切に得られるよう情報を発信します。

急増する生活保護世帯への対応や、制度の谷間にある支援を必要とする人に対する支援を行うとともに、各種福祉サービスの質の向上に努めます。

基本目標 4

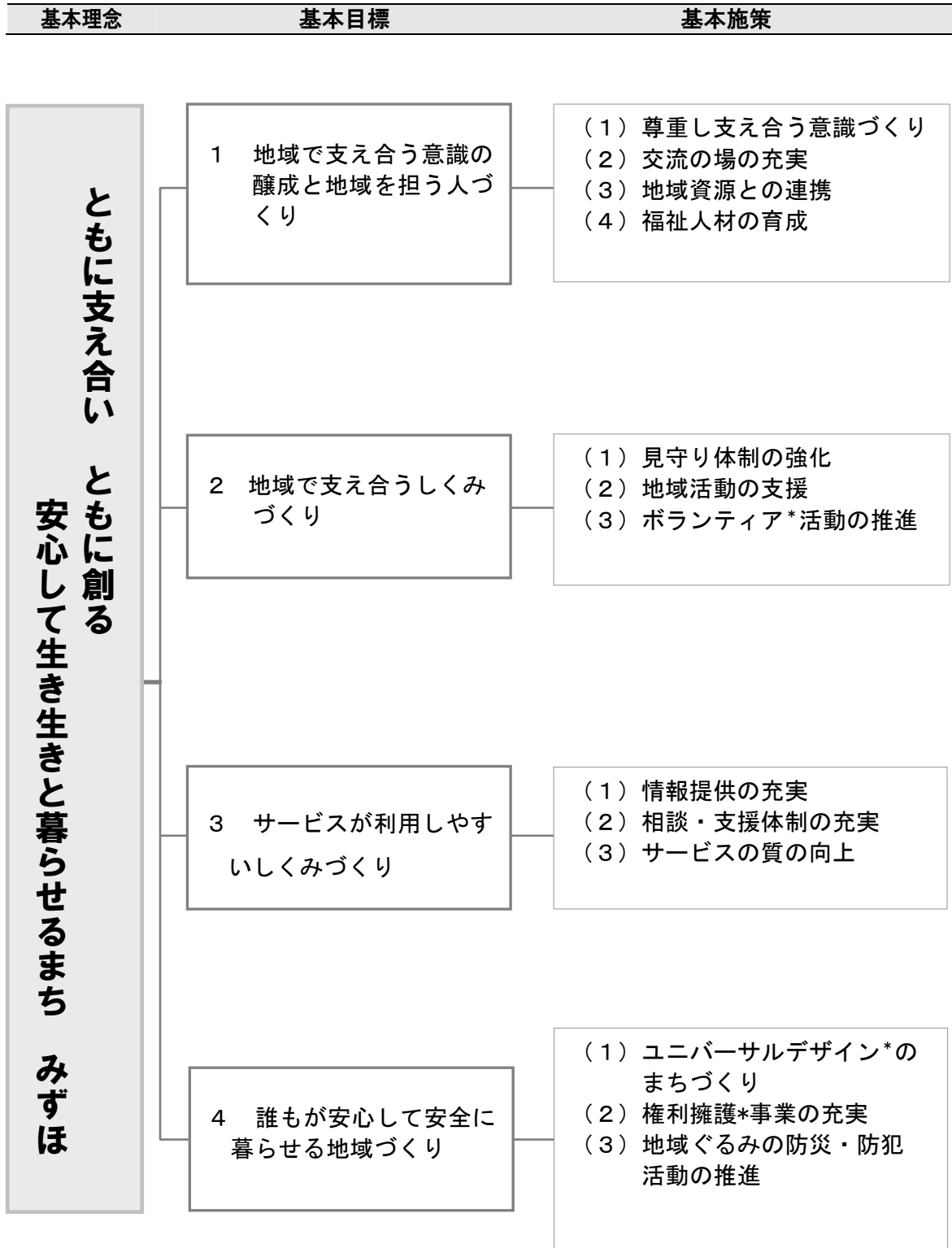
○誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが地域で安心して暮らしていくため、互いに人格と個性を尊重しあい、思いやりを持って暮らすことができるようソフト・ハード面からの環境を整えるとともに、地域における防犯・防災活動を推進します。





### 3 計画の体系



# 用語説明

## あ

### 一般世帯

「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。

### NPO

民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organizationの頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

## か

### 核家族世帯

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

### 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。例えば、地域の問題・課題の解決に向けて、行政や地域住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取組をすること。

### 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利の擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

### 合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。第1次ベビーブームの頃には合計特殊出生率は4.5以上の高い値を示したが、1950年代には3を、1975年には2を割り込み将来の人口減少が予測されるようになり、1989年には1.57ショックが起こり、少子化問題が深刻化した。

### 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%から14%未満を高齡化社会といい、14%から21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会という。

### 子育てサロン

子育て中の親子などと、ボランティアが共に遊びを通じて子どもの成長について学ぶ活動。

#### 自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

#### 児童虐待

親（または保護者）によって子どもに加えられた行為（不行為）で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為（不行為）。虐待のタイプは身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つに分類されるのが一般的だが、実際のケースは複数のタイプが混在していることもある。

#### 社会資源

社会は、その規模の大小を問わず、一定の課題を解決したり、特定の目標を達成したりしなければならないが、そのために動員される道具的・手段的価値物のことで、既存の施設や地域で活動している団体などをいう。

#### 社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。

#### 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と社会福祉事業関係者などにより構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。

#### 社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

#### 障害者自立支援法

障がいのある人々の自立を支えるため、障がいの種別にかかわらず必要なサービスが受けられるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化などを盛り込んだ法律。

#### 障害者総合支援法

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的とした法律。

## た

### 団塊世代

1947～1949年頃のベビーブームに生まれた世代。2007年に団塊の世代が一斉に退職を迎えることで、労働市場への影響が懸念され、2007年問題と呼ばれた。また、2025年には、この世代が後期高齢者となることから2025年問題と呼ばれている。

### 地区コミュニティ

共同の近隣生活を営む地区住民が連帯意識を高め、生活文化の向上及び社会福祉の増進を図る活動を実施している組織。

## な

### 認知症

後天的な脳の器質的障がいにより、いったん正常に発達した知能が低下した状態をさす。

### 年齢3区分

生産年齢人口とは15～64歳の人口をいい、生産活動に従事する年齢層のこと。年少人口とは0～14歳、老年人口とは65歳以上人口をいう。

## は

### パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

### バリアフリー

障がいのある人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。

### ふれあい・いきいきサロン

地域で、高齢者、障がい者、子育て中の親子がボランティア等と一緒に、仲間づくり、生きがいづくり、ひきこもり防止のために行うふれあい活動。

### ボランティア

自発的な意思に基づき、報酬を目的とせず、自分の持つ能力、経験を活かして社会に寄与すること。また、多くの人々と協力しながら行うことで、人と人とのつながりが生まれる。

## ま

### 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。

## や

### ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように設計すること。

### 要援護者

高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦の人など、何らかの支援が必要な人。

### 要介護認定者

介護保険によるサービスを希望する被保険者で、介護が必要であるかどうか、どの程度必要であるかの判定・認定を受けた者。

## ら

### リーマンショック

アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻（2008年9月15日）が引き金となった世界的な金融危機および世界同時不況。世界の大部分の国の株式相場が暴落し、金融システム不安から国際的な金融収縮が起きた。